

墨田区告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称
東京都大田区久が原五丁目13番12号
株式会社 寺岡精工
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
生活衛生課窓口で取り扱うすべての収納金
(内訳は別紙1のとおり)
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで